



平成 28 年 8 月 31 日

各位

会 社 名 株式会社エムビーエス  
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 貴士  
(コード：1401 東証マザーズ 福証 Q-Board)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 栗山 征樹  
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 7 - 6 5 8 5

監査等委員会設置会社移行に伴う内部統制システムの構築に関する  
基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 30 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成 28 年 8 月 30 日開催の当社第 19 期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、平成 28 年 8 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に関し、一部改定することを決議いたしましたので、その改定後の内容につきましてお知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

《内部統制システムの構築に関する基本方針》

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底する。  
代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。また、監査等委員である取締役及び内部監査担当者は、各部門の業務遂行コンプライアンスの状況等について監査を実施するほか、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の遂行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、それらの情報を閲覧できるようにする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握に努める。またリスク管理を統括する部門を管理部とし、リスク管理に係る規程に基づき、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとする。

組織横断的リスクの状況の監視並びに全社的対応は内部監査担当者が行うものとする。内部監査担当者は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、リスクの顕在化が認められた場合は、リスク・コンプライアンス規程のリスク有事の体制に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 社内規程による職務権限・意思決定ルールの方針の執行の効率化を図る。
- ② 取締役会による中期経営計画の方針、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期業績の管理を実施する。

## 5. 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人として、内部監査担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

## 6. 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事

考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重するものとする。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査担当者の指揮命令を受けないものとする。

**7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制 その他監査等委員会及び監査等委員である取締役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項についてはすみやかに報告、情報提供を行うものとする。

監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

**8. その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員である取締役 3名の内2名は社外取締役で構成し、客観性及び透明性を確保する。

監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。また、定期的に取り締役と会合を行い、当社が対処すべき課題や当社を取り巻くリスク等について意見交換を行うものとする。

監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。

**9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ① 当社はコンプライアンスの遵守を経営の基本方針として位置づけており、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切関係を持たないことが社会的責任を果たしていく上で重要である。
- ② 社内管理体制については、管理部を中心とし、また顧問弁護士及び外部機関と連携をして、反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図る。

以上